

会則検討委員会（2012年4月）

<第2章：第7条・第8条>

○ 会員と役員との章を分け、新たに学生会員と賛助会員の項目を設けた。
会員数を増やしたいという意向と在学中より積極的に日本伝統鍼灸に興味を持つ人材育成が必要だろうという意向により、学生会員という枠を設けることとなった。
賛助会員は、従来業者寄附や各研究団体の枠組みに当たる。

<第2章：第9条>

○ 入会に際し、「入会金の納入とともに、入会届を会長に提出すること」とし、入会の時点を明確化した。
入会・退会を明確化させることと学会活動充実のため、入会金を設定した。

<第2章：第10条>

○ 退会は、会費を「2年以上継続して滞納」ではなく、「1年間滞納のとき」に改正した。
同時に、退会時点を明確化した。
会費を払い忘れる会員が多い中、2年間も催促を出し続けるのは業務が煩雑になるため「1年間滞納」に変更した。

<第2章：第11条>

○ 再入会は、「退会届を提出している会員に限る」とした。

<第3章：第13条・第16条>

○ 参与を廃止し、会計監査を「監事」に、理事を「各部の部長、及び、会長が必要と認めた者」に改正した。
第5章に顧問・相談役の項目を作ったため、参与の職務が不明確になったため廃止とした。
役職理事は部長のみとし、他の理事は必要に応じて会長が依頼するとすることで、理事会をスリム化し、出席率と議事の緊張度を高めることを計った。

<第4章：第19条>

○ 新たに評議員の章を設け、評議員数を「正会員20名に対して1名」とした。
選出方法については、細則に規定する。
従来は細則内に推薦候補者は35名以内、任意指名投票によるものは5名以内とあったが、数の根拠が見出せなかったため、基準となる数字を設定した。

<第4章：第20条>

- 「評議員が審議または議決する」を、「評議員は評議・承認する」に改正した。
評議員の議決権はなくし、評議・承認するに変更した。

<第4章：第21条>

- 「評議員は、理事を兼任できない」に改正した。
評議する立場に議事を提出した理事が入ることは立場の混乱であるので、理事と評議員を兼任できないものとした。

<第5章：第22条>

- 名誉会長を廃止し、顧問・相談役の職務を整理した。
顧問・相談役の職務を整理して、会長や副会長を辞任された後の役職とした。ただし、議決権はないものとした。また、名誉会長は、参与同様、職務が不明瞭になったため廃止した。

<第6章：第23条・第30条>

- 新たに三役会を設立した。
会務の充実と運営の効率化のため、会長・副会長・総務部長の三役の会議を新たに設けた。

<第6章：第24条・第25条>

- 会議の書面表決ならびに委任、会議の議事録について明確化した。

<第6章：第26条>

- 総会の議決数を明確化した。
総会の議決数が不明確であったため、総会出席者の3分の2以上とした。

<第6章：第27条>

- 総会審議事項より「理事の承認」を削除した。
第3章第16条3)で理事は会長が委嘱し、評議員会の承認をうけるものとしたため。

<第6章：第29条>

- 理事会の成立数と議決数を明確化した。
理事会の成立数と議決数が不明確であったため、成立は定足数の2分の1以上とし、議決はその3分の2以上とした。

<第9章：第35条>

- 予算・決算の議決数を明確化した。

総会の予算・決算の議決数が不明確であったため、総会出席者の2分の1以上とした。

<第9章：第36条>

- 入会金を設ける。

入会金・会費は細則に定める。

<第10章：第38条>

- 新たに「表彰」の規定を設けた。

<第11章：第39条>

- 新たに「個人情報保護」の項目を設けた。

<第12章：第40条>

- 会則の改廃の議決数を4分の3から「3分の2以上」に改正した。

2012年4月掲載